

損害保険共同募集契約書

株式会社 淑徳サービス(以下「甲」という)および株式会社 大岩保険事務所(以下「乙」という)は、損害保険の共同募集に関し、以下のとおり定める。

第1条(目的)

本契約は、甲および乙がいずれも東京海上日動火災保険株式会社(以下「丙」という)の代理店として委託された業務を甲乙間で分担して共同で行うこと(以下「代理店間分担」という)に合意し、その内容、方法および条件を定めることを目的とする。

第2条(代理店間分担の内容)

1. 甲および乙は、丙との間で締結された代理店委託契約書に定める委託業務に関する代理店間分担の内容を次のとおり定める。

- (1) 甲が行う主な業務は、次の各号に定めるものとする。
 - ① 甲は、本業の顧客またはそれらの業務を通じて甲が知り合った者(以下「客先等」という)に対し、損害保険の活用を柱とするリスクマネジメントを推進する。
 - ② 甲は客先等に対し、乙と共同して損害保険の付保に関する助言や提案を行う。
 - ③ 甲は客先等に対し付保に関する助言や提案を行うに必要な情報を、客先等の同意を得た上で、乙に提供する。
 - ④ 甲は乙と協議して決定した客先等に対する付保に関する助言や提案の内容を客先等に伝え、乙が保険募集を目的に客先等を訪問する時は、必要に応じ同行する。
 - ⑤ 甲は更改契約申込書の捺印徴求など、乙と連携して客先等に対する保険募集に関わる業務の一部を担当する。
 - (2) 乙が行う主な業務は、次の各号に定めるものとする。
 - ① 乙は甲から提供された情報をもとに、客先等に対して有効かつ適切な助言ならびに提案を行うよう努める。
 - ② 乙は甲と協議して決定した客先等に対する付保に関する助言や提案の内容に基づき保険募集を行う。
 - ③ 乙は客先等を訪問した場合は、損害保険契約の成立の有無などを、遅滞なく甲に報告しなければならない。
 - ④ 乙は甲が共同してリスクマネジメントの推進ができるよう甲およびその従業員に対し必要に応じ損害保険知識向上の実務について指導する。
 - ⑤ その他、乙の業務は保険契約の締結、保険料の領収、保管、精算ならびに返還、保険事故の受付等の他、第2条1項(1)号に定められた業務以外のものを全て含むものとする。
 - (3) 甲および乙は、顧客サービスを推進するために甲乙別途協議のもと、それぞれ上記の主な業務以外の業務を行うことを妨げないものとする。
2. 甲乙間の業務の処理方法および手順については別途定めるものとする。

第3条(他業、他目的利用の禁止)

1. 乙は、甲の了解を得ない限り、本契約期間中、甲の客先等に対して本委託業務以外の業務を遂行し、または第三者(乙が株主、役員である会社および乙の家族を含む)をして遂行せしめてはならない。
2. 乙は、甲の了解を得ない限り、本委託期間中、甲の客先等の顧客情報を、損害保険代理店業務以外の目的に用いてはならない。

第4条(対象損害保険契約)

本契約において対象とする損害保険契約とは、第2条の代理店間分担を行った全ての保険契約とする。

第5条(保険契約の代理店間分担割合)

1. 第2条に定める代理店間分担を行った全ての保険契約の代理店間分担割合(以下「代理店間分担割合」という)は下記のとおりとする。

(代理店間分担割合の表示)

甲：各成約した保険契約毎の【60%】とする。

乙：各成約した保険契約毎の【40%】とする。

2. 前項にかかわらず、甲および乙は別途協議の上、個別の保険契約毎に、前項と異なる代理店間分担割合を定めることができる。

第6条(代理店手数料)

1. 第2条に定める代理店間分担を行った全ての保険契約についての代理店手数料は、前条に定める代理店間分担割合に従い、丙から甲、乙に対して直接支払われるものとする。但し、甲および乙は第2条1項に定める主な業務以外の業務に関わる費用および報酬を丙に対して請求しないものとする。

2. 甲および乙は、有効期間中に保険料の支払いがなされ、有効期間中に条件の変更、解除等がなされたことにより保険料の全部または一部が返還された場合には、代理店間分担割合に応じた代理店手数料を丙に直接戻し入れるものとする。

3. 甲および乙は、本契約に関し、それぞれ相手方当事者に対して手数料、費用その他何ら請求権を有さず、また請求しないものとする。

第7条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、2018年/ /月1日より1年間とする。但し、期間満了の60日前に甲および乙の文書による特段の意思表示がない場合には、自動的に1年間期間が延長するものとする。以後、同様とする。

2. 甲または乙のいずれかと丙との間の代理店委託契約が終了した場合、本契約は自動的に終了する。

3. 甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、催告の上、本契約を解除することができる。

4. 前3項の規定にかかわらず、甲及び乙は60日前に文書により予告して、本契約を終了することができる。

5. 甲は、本条1項および4項に基づく終了の場合には本契約終了の7日前までに、本条2項および3項に基づく終了の場合には、本契約終了後直ちに、契約者に対して、甲乙間の業務分担が終了することを通知する。

6. 本契約終了後の客先等への対応については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

第8条(保険契約の管理など)

本契約に基づき成約した保険契約の内容および成約後に発生した異動等に関しては、甲の協力を得て、乙が管理するものとする。

第9条(甲および乙の守秘義務)

甲および乙は、本契約に基づき、甲の客先等に関し知り得た情報を、本契約記載の目的に従ってのみ利用し、本契約記載の目的以外に使用したり、他に漏洩してはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。 /

第10条(対外責任)

1. 本契約に基づく業務の遂行に伴う丙に対する責任は、甲および乙が連帯して負うものとする。
2. 本契約に基づく業務の遂行に伴う客先等に対する責任は、甲および乙が連帯して負うものとする。但し、甲および乙が、自己の責めに帰すべきものではないことを証明した場合にはこの限りではない。
3. 本契約の有効期間終了前に甲または乙に生じた責任は、本契約終了後も、それぞれが引き続き負うものとする。

第11条(誠実条項)

本契約に定めのない事情が生じた時は、甲乙協議の上誠意を持ってこれの解決に当たる。

第12条(その他)

本契約は、保険業法および損害保険委託契約書、その他関連法規、諸規定に抵触しない範囲においてのみ有効とする。

本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲、乙、各自署名捺印の上、各1通を保有する。

2018年10月17日

甲:

住所

名古屋市千種区桜が丘23番地
株式会社 淑徳サービス
代表取締役 小林三太郎



乙:

住所

愛知県豊川市為当町推本276番地
株式会社 大岩保険事務所
代表取締役 望月雅博

